

## 青森シニアカレッジ設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種講座の企画や受講などの学習活動等を通して、生きがいつくり、社会参加を促進するとともに、地域活動を実践するリーダー、サポーターを育成し、組織化する活動を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は青森県とし、その業務を社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団が受託して実施する。

### (事務局)

第3条 本事業の事務局を青森県長寿社会振興センターに置く。

### (組織)

第4条 本学に学長を置く。

2 本学に青森シニアカレッジ学校企画運営委員会を置く。

3 本学に学生自治会を置く。

4 本学の評価については事業評価・推進会議で行う。

### (講座内容等)

第5条 カレッジの講座内容は次のとおりとする。通信教養コースの詳細に関しては別に実施要項を定める。

コース	一般教養	地域活動総合	通信教養
学習内容	一般教養講座を中心に生きがい・健康づくりや仲間づくりにつながる講座を行う	一般教養で学習したものを基礎に、自由に幅広い活動を積極的に実践する	会場で受講することができない方や遠方の方などを対象にラジオ放送およびテキストで学習を行う
募集人員	定員80名	定員40名	定員80名
受講料	9,000円 (テキスト資料代等/18回分)	9,000円 (テキスト資料代等/18回分)	2,000円 (テキスト資料代等/12回分)
修了年限	連続受講可能 (新規受講生優先)	連続受講可能	連続受講可能
併願	通信教養コースと併願可 地域活動総合コースとは併願不可	通信教養コースと併願可 一般教養コースとは併願不可	一般教養コースまたは地域活動総合コースの併願可

### (応募資格)

第6条 応募資格は、県内に居住し、概ね60歳以上で地域活動に意欲を有している者とする。

### (受講期間)

第7条 受講期間は、原則として当該年度の5月から翌年3月までとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。